

## 伝統文化交流事業 in ゆとろぎ

# ゆとろぎ開館10周年記念公演

ゆとろぎでは、平成28年1月9日(土)～17日(日)を「ゆとろぎの伝統文化ウィーク」として、さまざまな事業を行います。

### 雅楽と能楽の贅沢なひと時

日本を代表する伝統芸能「雅楽」と「能楽」を、同時に鑑賞できる特別公演です。

雅楽・能楽は日本独自の芸術で、海外からも高く評価されています。今回は芸術文化振興基金助成事業により、特別価格で楽しんでいただけます。

公演では、同時開催する羽村市在住の面打師・新井達矢さんの「日本の仮面展」出展作品(能面3面・舞楽面1面)を実際に用います。

日時 平成28年1月17日(日)午後2時30分～(開場午後2時)

入場料 大人2000円、高校生以下500円(全席指定)

※未就学児入場不可



芸術文化振興基金助成事業

### 管生歌舞伎「管生一座」公演

管生歌舞伎は、昭和初期から現在まで一貫して同じ地域の住民が伝承している農村歌舞伎です。平成26年には東京都の無形民俗文化財に指定され、管生一座も技術保持団体と認定されました。

出演者や裏方、衣装やかつらの作製まで「すべて手作り」の舞台を楽しんでください。

日時 平成28年1月9日(土)午後1時～(開場午後0時30分)

入場料 大人500円、高校生以下100円(全席自由)

### 共通

#### 無料招待

いずれも、市内在住・在学の小学生～18歳(高校生まで)の方と、その保護者1人を無料招待します。

申込み 各200人(先着順)  
10月16日(金)～11月29日(日)(月曜日を除く)の

午前9時から午後5時までに、直接ゆとろぎへ

#### 共通事項

会場 ゆとろぎ大ホール  
チケット 10月16日(金)午前9時から、ゆとろぎ・スポーツセンター・マルフジ(羽村・青梅・福生市内の6

店舗)・西多摩新聞社チケットサービスで販売

※ゆとろぎ・スポーツセンターは月曜日休館です。  
※保育あり(有料、申込み…公演日の8日前までに直接ゆとろぎへ)

主催 羽村市・羽村市教育委員会

問合せ ゆとろぎ ☎ 570-0707

## ゆとろぎ学習文化講座

### 篆刻を学ぶ

文字の書体である「篆書体」を「刻する」篆刻。四角の印を彫り上げる「方形(寸)の芸術」と言われる篆刻を学んでみませんか。

日時 11月11日(水)・18日(水)・25日(水)、12月2日(水)各日午後1時30分～3時30分(全4回)

会場 ゆとろぎ3階創作室1

定員 15人(先着順)  
費用 2000円(受講料1000円、材料費1000円)(全回分)

講師 吉岡勇さん(羽村市篆刻同好会講師)

協力 羽村市文化協会  
申込み・問合せ 10月16日(金)～11月4日(水)(月曜日を除く)の午前9時から午後5時までに、電話または直接ゆとろぎへ ☎ 570-0707



▲彫って印を作っていきます

## 教育長就任

桜沢修さんが、平成27年第4回羽村市議会で同意を得て、10月1日から教育長に任命されました。



## 教育委員会委員の再任

9月30日をもって任期満了を迎えた羽村章さんが、市議会の同意を得て、教育委員会委員に再任されました。今後4年間、引き続き市の教育行政に尽力していただきます。



### 教育長職務代理者の指名

10月1日の教育委員会臨時会で、教育長が江本裕子委員を教育長職務代理者に指名しました。

桜沢教育長は、平成26年10月1日から教育長として羽村市の教育行政に携わっており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、新たな教育委員会制度の中で、平成27年10月1日から従来の教育長と教育委員会委員を一本化した新教育長に任命されました。

問合せ 職員課人事研修係 322

### ◆ 教育委員会の構成 ◆ (敬称略)

職名	氏名	任期
教育長	桜沢 修	平成27年10月1日～ 30年9月30日
教育長職務代理者	江本 裕子	平成24年10月1日～ 28年9月30日
委員	島田 哲一郎	平成25年10月1日～ 29年9月30日
委員	羽村 章	平成27年10月1日～ 31年9月30日
委員	塩田 真紀子	平成26年12月18日～ 28年9月30日

問合せ

生涯学習総務課総務係 352

## 羽村市特別職報酬等審議会答申

市では、平成27年8月27日に羽村市特別職報酬等審議会を設置し、教育長の給料額について審議をお願いしてきました。9月24日、その結果が市長に答申されました。答申の内容では、現在の金額に据え置くことが適当であるとされました。

※答申の内容は、市役所3階職員課窓口・1階市政情報コーナー、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 職員課給与厚生係 324



▲答申の様子

## マイナンバーニュースNo.6

各世帯に送付される通知カードと、申請に基づいて交付される個人番号カードについてお知らせします。

### 通知カード

通知カードとは、市民の皆さんにマイナンバーを通知するものです。平成27年10月5日時点で住民票を有するすべての方に対し、簡易書留で郵送されます。

カードは地方公共団体情報システム機構(略称: J-LIS)で作成され、羽村市では11月10日ごろから11月末にかけて各世帯に配布される予定です。

### ■ 同封される書類

- ① 通知カード (世帯人数分)
- ② 個人番号カード交付申請書 (世帯人数分)
- ③ ご案内 (一通につき1部)
- ④ 個人番号カード交付申請書の送付用封筒 (一通につき1部)



個人番号カードとは、平成28年1月以降、申請により取得することができるカードです。カードには、住所・氏名・生年月日・性別・マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真などが表示され、身分を証明することができます。

### ■ 個人番号カードの申請方法

個人番号カードを申請する方は、通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、同封の「個人番号カード交付申請書の送付用封筒」に封入して郵送で申請してください。

申請した方には、平成28年1月以降に個人番号カードを交付します。なお、個人番号カードの交付を受ける際には、通知カードの返却が必要となります。受け取った通知カードは大切に保管してください。

問合せ 「通知カード」について: 市民課受付係 121 / マイナンバー制度について: 総務課総務係 347

課総務係 347